

# 公立大学法人熊本県立大学広告事業 協力広告代理店募集要項

公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）は、「公立大学法人熊本県立大学広告事業規則」に基づき、本学の保有する施設等の有効活用による自己収入の拡大及び教育研究環境の向上を図ることを目的として、広告事業を実施します。

については、広告主の広告業務代行等を通じて広告事業の効果的・効率的な実施に協力していただける広告代理店（以下、「協力広告代理店」という。）を次のとおり募集します。

## 1. 広告事業とは

契約により、本学が保有する資産等を法人等の広告媒体として活用することにより得た対価（以下「広告料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図る事業をいいます。

## 2. 募集の概要

### (1) 広告業務内容

熊本県立大学構内における広告物について、協力広告代理店が広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整等の一連の事務手続きを行い、広告料を本学に納付するもの。

### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### (3) 広告料（年額）基準価格

350,000円（税別）

## 3. 掲出場所・広告規格・枠数

### (1) 講義棟1号館1階（学生ロビー） テーブル表面ステッカー

・A5サイズ（横210mm×縦148mm） 34箇所

### (2) 図書館1～3階 テーブル表面ステッカー

・A5サイズ（横210mm×縦148mm） 143箇所

## 4. 広告物の仕様等に係る留意事項

以下事項に留意のうえ、広告物の仕様等を提案することとします。

- ・当広告事業の趣旨を踏まえ、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整等を行うことができる体制を整えること。
- ・美観に優れ、大学施設利用に支障をきたさない広告表示具とすること。
- ・落下や破損、長期表示に伴う劣化の影響等を考慮した広告表示具とすること。
- ・設置・撤去に際して本学施設に跡や傷が残らないよう、材質や設置手段を工夫すること。

- ・事業の実施にあたっては、本学の公立大学法人としての公共性、公益性や品位を損なうことがないように留意すること。

## 5. 応募資格

以下の各号に該当しない法人等が応募できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定するものを除く。)
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他広告事業に応募する法人等として適当でないと理事長が認めるもの

## 6. 広告の条件

- ・ 広告の表示物は、本学の施設等の本来の目的に支障を及ぼさないようにするとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければなりません。
- ・ 大学の施設にふさわしい広告の表示物として、以下に該当するものは使用できません。
  - (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
  - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (7) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
  - (8) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - (10) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
  - (12) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
  - (13) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - (14) その他愛称として適当でないと理事長が認めるもの
- ・ 協力広告代理店は、契約期間中に広告内容を変更する場合は、変更を希望する日の2週間前までに本学と協議しなければなりません。
  - ・ 公立大学法人熊本県立大学広告事業規則の規定に抵触する場合は、掲出期間中であっても広告の掲出を中止する場合があります。

## 7. 協力広告代理店の責務

- (1) 協力広告代理店は、広告の表示物に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 協力広告代理店は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載にかかる一連の業務を行うこととします。
- (3) 広告の表示に必要な費用は、協力広告代理店の負担とします。契約期間の満了及び契約の解除に伴う原状回復に必要な費用についても同様とします。
- (4) 協力広告代理店は、広告の表示物に関し、著作権等各種権利関係の確認及び法令上必要とされる手続を行わなければなりません。
- (5) 協力広告代理店は、広告の表示物に関し、点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を維持しなければなりません。
- (6) 第三者から広告に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、協力広告代理店の責任及び負担において解決しなければなりません。

## 8. 応募方法

- (1) 提出書類（別途追加の資料等の提出をお願いする場合があります。）
  - ① 広告事業申込書（別記様式第1号）
  - ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
  - ③ 法人の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
  - ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
  - ⑤ 版下原稿の案等、広告物の仕様等の説明に必要な資料
  - ⑥ その他募集要項において必要とする書類
- (2) 締め切り

令和8年2月27日（金） 17:00 必着

## 9. 審査項目及び基準等

次の審査項目をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募資格、実施体制、広告物の仕様、広告料等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

◆審査項目

| 項目     | 要件、基準等  | 判断等 |
|--------|---|-----|
| 実施体制   | ・事業の趣旨に沿っているか   | 適・否 |
| 広告物の仕様 | ・学生、教職員に受け入れられるか<br>・デザイン等は対象施設等にふさわしいものであるか<br>・広告物の仕様等に係る留意事項を踏まえた提案内容となっているか | 適・否 |
| 広告料    | ・基準価格の水準に達しているか<br>・財政的な観点から高額であるほど高評価とする                                       | 適・否 |
|        |   | 金額  |
| 判定     | ・協力広告代理店として適切か<br>(応募が複数ある場合は、順位を付するものとする)                                      | 適・否 |
|        |   | 順位  |

## 10. 選考結果の通知、公表

選考結果は、広告事業決定通知書（別記様式第2号）によりすべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、協力広告代理店を選考しないこととします。

また、選考結果は本学の公式ウェブサイト等で公表しますが、命名権料については、申込者が非公開を希望した場合、非公開とすることがあります。

### 11. 契約の締結

本学は、協力広告代理店の決定を通知した法人等と契約を締結します。

なお、協力広告代理店は当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉することができます。ただし、契約更新の期間は、最初の契約締結時から5年を上限とし、5年を経過する場合は、改めて公募等の手続きを行います。

### 12. 広告料の納付

協力広告代理店は、原則として本学が年度ごとに発する請求書により、指定期日までに広告料を納入しなければなりません。

### 13. 契約の解除

本学は、協力広告代理店が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取消し、又は契約を解除することができることとします。

- (1) 指定の期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 契約に定める条項に違反したとき。

- (3) 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) その他理事長が協力広告代理店の決定を取消し、又は契約の解除が必要であると認めるとき。

#### **14. その他留意事項**

- (1) 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。

#### **15. スケジュール**

- (1) 公募期間 : 公告日～令和8年2月27日(金)
- (2) 応募書類締切 : 令和8年2月27日(金) 17時
- (3) 事業者選考 : 令和8年3月上旬(予定)
- (4) 契約締結 : 令和8年3月中旬(予定)
- (5) 事業開始 : 令和8年4月1日(水)

#### **16. 申込書の提出先及び問合せ先**

熊本県立大学 総務課財務班

〒862-8502 熊本県熊本市東区月出3丁目1番100号

TEL: 096-321-6607

FAX: 096-384-6765

E-mail: [zaimu@pu-kumamoto.ac.jp](mailto:zaimu@pu-kumamoto.ac.jp)